

2025年3月31日

各位

株式会社 紀陽銀行

各種預金規定の一部改定について

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
2025年7月1日（火）より、各種預金規定について、下記のとおり一部改定いたします。

記

1. 改定する規定

総合口座取引規定	当座勘定規定(個人当座用)	積立定期預金共通規定
普通預金規定	当座勘定規定(専用約束手形口座)	譲渡性預金規定
貯蓄預金規定	リーフ口普通預金規定	外貨普通預金規定
通知預金規定	リーフ口通知預金規定	外貨定期預金規定
納税準備預金規定	定期預金共通規定	為替特約付外貨定期預金規定
当座勘定規定(一般当座用)		

2. 改定内容

各規定の「取引の制限等」の条項を以下のとおり改定いたします。

改定後	改定前
(1)～(2)省略 <u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u>	(1)～(2)省略 <新設> (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

※改定内容の詳細は別紙をご参照ください。

3. 改定日

2025年7月1日（火）

※改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

以上

総合口座取引規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>10. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>10. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

普通預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>8. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>8. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

貯蓄預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>9. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>9. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

通知預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>6. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>6. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

納税準備預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>10. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>10. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

当座勘定規定 (一般当座用)

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>第24条 (取引の制限等)</p> <p>①~②省略</p> <p><u>③ 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>④ 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>第24条 (取引の制限等)</p> <p>①~②省略</p> <p><新設></p> <p>③ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

当座勘定規定（個人当座用）

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>第 24 条（取引の制限等）</p> <p>①～②省略</p> <p><u>③ 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>④ 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>第 24 条（取引の制限等）</p> <p>①～②省略</p> <p><新設></p> <p>③ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用）

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>第 21 条（取引の制限等）</p> <p>①～②省略</p> <p><u>③ 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>④ 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>第 21 条（取引の制限等）</p> <p>①～②省略</p> <p><新設></p> <p>③ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

リーフ口普通預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>1 2. (取引の制限等) (1)~(2)省略 <u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>1 2. (取引の制限等) (1)~(2)省略 <新設> (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

リーフ口通知預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>8. (取引の制限等) (1)~(2)省略 <u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>8. (取引の制限等) (1)~(2)省略 <新設> (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

定期預金共通規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>9. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>9. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

積立定期預金共通規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>9. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>9. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

譲渡性預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>10. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>10. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

外貨普通預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>11. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>11. (取引の制限等)</p> <p>(1)~(2)省略</p> <p><新設></p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

外貨定期預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>1 2. (取引の制限等) (1)~(2)省略 <u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>1 2. (取引の制限等) (1)~(2)省略 <新設> (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>

為替特約付外貨定期預金規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>7. (取引の制限等) (1)~(2)省略 <u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届けた在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>7. (取引の制限等) (1)~(2)省略 <新設> (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>